

学長の業務執行状況の評価結果について

令和 7 年 3 月 1 2 日
国立大学法人京都工芸繊維大学
学 長 選 考 ・ 監 察 会 議

国立大学法人京都工芸繊維大学学長選考・監察会議は、「国立大学法人京都工芸繊維大学学長選考・監察会議規則」第 3 条第 4 号の規定に基づき、学長の業務執行に関する状況について、下記のとおり評価を実施しました。

記

1. 実施方法

「国立大学法人京都工芸繊維大学における学長の業務執行状況についての評価の実施に関する要項（以下「要項」という。）」第 3 の規定に基づき、学長選考時の所信表明、概算要求の経過、学長との面談の結果等を総合的に勘案し、監事の意見を聴取した上で評価を実施した。

2. 評価期間

要項第 4 の規定に基づき、学長の任期の初日（令和 6 年 4 月 1 日）から当該業務執行状況評価の実施時（令和 7 年 3 月 1 2 日）までを評価期間とした。

3. 評価結果

学長は、所信表明において、本学の理念の実現のために具体策を遂行し、次期第 5 期中期目標・中期計画での大学の具体像を描き、次の 10 年の本学の姿の解像度をあげることが学長としての責務であり、そのために確立するシステムとして「教育・研究システムの改善と強化」「大学業務の環境改善」を具体策として掲げている。

理事・副学長の経験を踏まえ、本学の課題やさらなる発展のために、まずは「ガバナンス（健全かつ効率的な運営体制）」「資源配分」「人事・評価」「情報化」等の運営上の課題解決に網羅的に取り組み、抜け落ちなく全般的に整備を進めている。

特に学内構成員が自由に議論のできる雰囲気醸成されており、健全なガバナンスの構築は順調に進んでいる。また、人事評価制度の刷新や情報管理体制の強化に注力し、その他にもスタートアップ支援、URA 体制の強化など、各種取組を推進している。

以上を踏まえ、評価期間における学長の業務は適切に執行されているものと評価した。今後 2 年間の在任期間において、引き続き、学内構成員との対話を重視しながら、システムの確立に向けリーダーシップを発揮し着実に業務に取り組まれていくことを期待する。